

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。初版時からの訂正を載せております。お手持ちの本では修正されている可能性もございます。また、法改正に伴う訂正も含んでおります。

| 頁 | 箇所 | 誤 | 正 | | | | | | | |
|---|---|---|-------------------------------------|--------------------------------|-----|-------------|---|---|--|--|
| 35 | 問題 22 解説 3行目 | 「運動と磁界と誘導起電力」の方向に | 「 電磁力 と磁界と 電流 」の方向に | | | | | | | |
| 65 | 問題 14 解説 下から2行目 | 公称作動電流値の…でなければならない | 公称作動電流値は 調整範囲の最小値 について適用する | | | | | | | |
| 76 | 問題 27 3行目 | 信号入力試験に | 信号入力 回路 に | | | | | | | |
| 109 | 問題 34 (3) | 警戒電の電線相互間の絶縁状態が悪い場合 | 警戒電路の絶縁状態が悪い場合 | | | | | | | |
| 131 | ⑤ | ※次の項目を追加します | ○ ガス漏れ警報設備(特防と法で定める温泉採取設備のみ) | | | | | | | |
| 133 | 問題 19 (1) | ガス漏れ火災報知設備 | 屋内消火栓設備 | | | | | | | |
| 135 | 問題 22 (1) | …以上のものは届け出て… | …以上のものは 原則として 届け出て… | | | | | | | |
| 136 | 問題 22 解説 | <p>※前半部分を次のように訂正します</p> <p>消防用設備等を設置した場合に届け出て検査を受けなければならない防火対象物は、次のようになっています。</p> <table border="1" style="border: 2px solid red;"> <tbody> <tr> <td>(a)特定防火対象物</td> <td>延べ面積が 300 m² 以上のもの</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">すべて</td> </tr> <tr> <td>(b)非特定防火対象物</td> <td>延べ面積が 300 m² 以上で、かつ、消防長または消防署長が指定したもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (c)・ 2 項二 (カラオケボックス等) ・ 5 項イ (旅館, ホテル等) ・ 6 項イ (病院, 診療所) で入院施設があるもの ・ 6 項ロ (要介護の老人ホーム, 老人短期入所施設等) ・ 6 項ハ (要介護除く老人ホーム, 保育所等) で宿泊施設があるもの ・ 上記の用途部分を含む複合用途防火対象物, 地下街, 準地下街 ・ 特定 1 階段等防火対象物 </td> </tr> </tbody> </table> <p>* ただし、簡易消火用具と非常警報器具は、設置しても届出を受ける必要はありません。</p> | (a)特定防火対象物 | 延べ面積が 300 m ² 以上のもの | すべて | (b)非特定防火対象物 | 延べ面積が 300 m ² 以上で、かつ、消防長または消防署長が指定したもの | (c)・ 2 項二 (カラオケボックス等) ・ 5 項イ (旅館, ホテル等) ・ 6 項イ (病院, 診療所) で入院施設があるもの ・ 6 項ロ (要介護の老人ホーム, 老人短期入所施設等) ・ 6 項ハ (要介護除く老人ホーム, 保育所等) で宿泊施設があるもの ・ 上記の用途部分を含む複合用途防火対象物, 地下街, 準地下街 ・ 特定 1 階段等防火対象物 | | |
| (a)特定防火対象物 | 延べ面積が 300 m ² 以上のもの | すべて | | | | | | | | |
| (b)非特定防火対象物 | 延べ面積が 300 m ² 以上で、かつ、消防長または消防署長が指定したもの | | | | | | | | | |
| (c)・ 2 項二 (カラオケボックス等) ・ 5 項イ (旅館, ホテル等) ・ 6 項イ (病院, 診療所) で入院施設があるもの ・ 6 項ロ (要介護の老人ホーム, 老人短期入所施設等) ・ 6 項ハ (要介護除く老人ホーム, 保育所等) で宿泊施設があるもの ・ 上記の用途部分を含む複合用途防火対象物, 地下街, 準地下街 ・ 特定 1 階段等防火対象物 | | | | | | | | | | |
| 163 | 問題 7 | <p>※設問文の 1~3 行目を次のものに差し替えます</p> <p>建築物の部分に使用されている材料によっては、契約電流容量にかかわらず 延べ面積だけで 漏電火災警報器の設置 義務を判断 しなければならない防火対象物として、誤っているものは次のうちどれか。</p> | | | | | | | | |
| | 問題 7 解説 | <p>※1~4 行目を次のものに差し替えます</p> <p>設置義務が生じる構造要件を満たしていれば、契約電流容量にかかわらず延べ面積だけで 漏電火災警報器の設置 義務を判断 しなければならない防火対象物とは、要するに、電流規制を受けない防火対象物 であり、巻末資料 3 の 契約電流容量の欄が空白になっている防火対象物がそれに該当します。</p> | | | | | | | | |

| | | |
|-----|-----------|--|
| 164 | 問題 8 | <p>※次のものに差し替えます</p> <p>漏電火災警報器の設置が必要な建築構造である防火対象物のうち、消防法令上、漏電火災警報器の設置義務があるものは、次のうちいくつあるか。</p> <p>ただし、いずれも延べ面積は 300 m² とする。</p> <p>A 契約電流容量が 50 A の共同住宅 B 契約電流容量が 60 A の各種学校 C 契約電流容量が 50 A の飲食店 D 契約電流容量が 60 A の神社 E 契約電流容量が 50 A の図書館</p> <p>(1) 1つ (2) 2つ (3) 3つ (4) 4つ</p> |
| | 問題 8 解説解答 | <p>※次のものに差し替えます</p> <p>解説</p> <p>巻末資料 3 (P 244) で設置義務の有無を判断します。 (設置義務のあるものに○, ないものに×を付してあります。)</p> <p>A ○。共同住宅 (5 項口) は、延べ面積が <u>150 m² 以上</u>か契約電流容量が 50 A を超える場合に設置義務が生じるので、設置義務が生じます。 B ×。各種学校 (7 項) は電流規制を受けないので、延べ面積が 500 m² 以上ないと設置義務は生じません。 C ○。飲食店 (3 項口) は、延べ面積が <u>300 m² 以上</u>か契約電流容量が 50 A を超える場合に設置義務が生じるので、設置義務が生じます。 D, E ×。神社 (11 項), 図書館 (8 項) とも電流規制を受けないので、延べ面積が 500 m² 以上ないと設置義務は生じません。</p> <p>従って、漏電火災警報器の設置義務があるものは、A, C の 2 つということになります。</p> <p>解答 (2)</p> |
| 165 | 問題 9 | <p>※次のものに差し替えます</p> <p>漏電火災警報器の設置が必要な建築構造である防火対象物のうち、消防法令上、漏電火災警報器の設置義務がないものは、次のうちいくつあるか。</p> <p>ただし、いずれも延べ面積は 500 m² とする。</p> <p>A 契約電流容量が 50 A の老人福祉センター B 契約電流容量が 60 A の演芸場 C 契約電流容量が 60 A の倉庫 D 契約電流容量が 60 A のマーケット E 契約電流容量が 50 A の蒸気浴場</p> <p>(1) 1つ (2) 2つ (3) 3つ (4) 4つ</p> |
| | 問題 9 解説解答 | <p>※次のものに差し替えます</p> <p>解説</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>前問に同じく、巻末資料3 (P 244) で設置義務の有無を判断します。 (設置義務のあるものに○、ないものに×を付してあります。)</p> <p>A ○。老人福祉センター (6項ハ) は、延べ面積が <u>300 m² 以上</u>か契約電流容量が 50 A を超える場合に設置義務が生じるので、延べ面積が条件を満たしており、設置義務が生じます。</p> <p>B ○。演芸場 (1項イ) は、延べ面積が 300 m² 以上か契約電流容量が 50 A を超える場合に設置義務が生じるので、契約電流容量が 50 A を超えており、設置義務が生じます。</p> <p>C ×。倉庫 (14項) は電流規制は受けないので、延べ面積で判断すると、1000 m² 以上で、設置義務が生じるので、設置義務は生じません。</p> <p>D ○。マーケット (4項) は、延べ面積が <u>300 m² 以上</u>あれば設置義務が生じます。</p> <p>E ○。蒸気浴場 (9項イ) は、電流規制は受けず、延べ面積が <u>150 m² 以上</u>あれば設置義務が生じます。</p> <p>従って、漏電火災警報器の設置義務がないものは、C の1つのみになります。</p> <p>解答 (1)</p> |
|--|--|--|